一般社団法人日本木材地中活用推進協会　定款

第１章　総則

（名称）
第１条　　この法人は、一般社団法人日本木材地中活用推進協会と称する。

（事務所）
第２条　　この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　　当法人は、地中での木材活用の拡大を推進することで、健全な林業経営と木材流通の活性化及び持続可能な安全安心社会の構築を目指し、気候変動適応策と気候変動緩和策の両者に貢献するとともに、本協会及び会員の健全な発展を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　　当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。
1　使用した木材量（炭素固定量）と廃棄量に関する管理および認定
2　他団体との連携
3　関連政策の提言
4　新規事業の創出と事業展開補助
5　木材の調達先と工事業者の連携の補助
6　木材と地盤に関わる調査・研究・設計・開発及びこれらのコンサルティング
7　木材地中活用に関する普及・広報・教育活動
8　海外における木材地中活用の展開
9　その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（法人の構成員及び種別）
第５条　　当法人は、当法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。
2　当法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。
一　正会員：当法人の目的・事業に賛同して入会し、当法人の事業を主体的に実施する個人又は団体
二　賛助会員：当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
三　特別会員：当法人に寄与する個人又は団体又は学識経験者で、理事によって推薦され、理事会の承認を得た個人又は団体

（会員の資格取得）
第６条　　当法人の会員となろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。
2　団体の場合は、その所属員の中から、当法人に対する代表者１名を定めて届け出なければならない。

（経費の負担）
第７条　　当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は別に定める入会金及び年会費を支払う義務を負う。

（任意退会）
第８条　　会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第９条　　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。但し、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に

弁明の機会を与えなければならない。
一　この定款その他の規則に違反したとき。
二　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
三　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。
一　第７条の支払い義務を１年以上履行しなかったとき。
二　総会員が同意したとき。
三　当該会員が死亡し又は解散したとき。

（会員名簿）
第１１条　当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
2　会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第４章　社員総会

（構成）
第１２条　社員総会は、正会員をもって構成する。会長、賛助会員及び特別会員は、オブザーバーとして参加することができる。

（権限）
第１３条　社員総会は、次の事項について決議する。
一　会員の除名
二　理事及び監事の選任又は解任
三　理事及び監事の報酬等の額
四　計算書類等の承認
五　定款の変更
六　解散
七　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１４条　社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度の終了後３か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１５条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第１６条　総正会員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）
第１７条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）
第１８条　正会員は、各１個の議決権を有する。

（決議）
第１９条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
一　会員の除名

二　監事の解任
三　定款の変更
四　解散
五　その他法令で定められた事項

（議事録）
第２０条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第５章　役員

（役員の設置）
第２１条　当法人に次の役員を置く。
一　理事　３名以上
二　監事　２名以内
2　理事のうち１名を代表理事とする。
3　理事のうち１名を代表理事とは別に会長とすることができる。

（役員の選任）
第２２条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2　代表理事及び会長は、理事会の決議によって選定する。

（理事の職務及び権限）
第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、事業の運営等の業務を執行する。
3　会長は、当法人の対外的な顔として学識者又は行政経験者などの関連識者から選出し、職務を執行する。

（監事の職務及び権限）
第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第２５条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4　理事又は監事は、第２１条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5　会長の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

（役員の解任）
第２６条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
2　役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに解任の議決を行う総会において当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬等）
第２７条　理事、監事及び会長に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第２８条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
一　自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
二　自己又は第三者のためにする当法人との取引
三　当法人がその理事の債務を保証すること、その他、その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
2　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）
第２９条　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
2　当法人は、一般法人法第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。但し、その責任の限度額は、金１００万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第６章　理事会

（構成）
第３０条　当法人に理事会を置く。
2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第３１条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
一　当法人の業務執行の決定
二　理事の職務の執行の監督
三　代表理事及び会長の選定及び解職

（招集）
第３２条　理事会は、代表理事が招集する。
2　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
3　理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

（議長）
第３３条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）
第３４条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。
3　前二項の規定にかかわらず、一般法人法第９６条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）
第３６条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

（事務局）
第３７条　当法人の事業活動を円滑に推進するため、その事務を処理する事務局を置くことができる。
2　事務局には、事務局長・研究員・その他職員（以下「事務局員」という）を置くことができる。

3　本事務局員の選任は、代表理事がこれを行う。
4　本事務局員が次の各号の一つに該当するときは、代表理事又は理事会の決議により、これを解任することができる。この場合、その職員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
一　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
二　職務上の義務違反、その他職としてふさわしくない行為があったとき。
5　本事務局員の処遇等は、代表理事がこれを行う。
6　事務局の職務は次のとおりとする。
一　当法人の事務処理・庶務・法務・会員管理
二　代表理事及び会長の各職務の補佐
三　本事業で得られるデータの収集・管理
四　当法人の受付・窓口業務
五　その他、本法人運営に関わる補佐業務

第７章　基金

（基金の拠出等）
第３８条　当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第１３１条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。
2　基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱については、理事会の決議により別途定める「基金取扱規定」によるものとする。
3　拠出された基金は、前項の基金取扱規定に定める日までその請求をすることができない。
4　基金拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第１４１条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第８章　資産及び会計

（事業年度）
第３９条　当法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月３０日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第４０条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び収支決算）
第４１条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。
一　事業報告
二　貸借対照表
三　損益計算書（正味財産増減計算書）
2　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不分配）
第４２条　当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。
2　会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

第９章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）
第４３条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

（解散）
第４４条　当法人は、次に掲げる事由によって解散する。
一　社員総会の決議

二　法人の合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
三　正会員が欠けたとき
四　法人の破産手続開始決定
五　その他法令に定めによる事由
2　前項第１号又は第２号の事由により、当法人が解散又は合併する時は、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数による議決を経なければならない。

（残余財産の帰属）
第４５条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益財団法人国際緑化推進センターに贈与する。

第１０章　公告の方法

（広告の方法）
第４６条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１１章　雑則

（施行規則）
第４７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

第１２章　附則

（最初の事業年度）
第４８条　当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から２０２５年6月３０日までとする。

（設立時の役員）
第４９条　当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。
設立時理事　髙原繁
沼田淳紀
松本秀次郎
髙見澤敏明
山口喜廣
設立時代表理事　沼田淳紀
設立時監事　木村礼夫

（設立時の社員）
第５０条　設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。
設立時社員　氏名　髙原繁
設立時社員　氏名　沼田淳紀

（法令の遵守）
第５１条　この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本木材地中活用推進協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員がこれに記名押印する。

２０２５年2月１２日
設立時社員　　髙原繁
設立時社員　　沼田淳紀

（設立年月日）
第５２条　当法人の設立年月日は、２０２５年2月２６日とする。

（改定実施の記録）
制定　2025 年 2 月 26 日
改定　2025 年 9 月 3 日
改定　2026 年 9 月 25 日